

課税方式の特徴

(県民税均等割超過課税方式)

<p>(考え方)</p> <p>森林は県民に対し幅広い公益的機能を果たしていることから、このような受益と負担の関係を考慮すると税負担者も広く捉え、県民全体とする。</p>
<p>(メリット)</p> <p>市町村の協力を得て、住民税の賦課徴収制度を活用した簡素な制度 県及び市町村とも新たな徴税コストが極めて低い 生活保護世帯等に対し非課税措置がある</p>
<p>(デメリット)</p> <p>水道課税方式に比べ受益と負担の関係が解りにくい " 啓発効果が低い 普通税として徴収するため、基金の設置等区分経理による用途の明確化が必要</p>

(水道課税方式)

<p>(考え方)</p> <p>森林の公益的機能のうち、水源かん養機能に着目し、水道等の使用者を税負担者とする。 具体的には、水道等の使用者を納税義務者とし、水道事業者(市町村)を特別徴収義務者とする。</p>																				
<p>(メリット)</p> <p>上水道等の料金徴収システムが活用できる 受益と負担の関係が明確で、法定外目的税としての理解が得られやすい 新税の導入としてPR効果があり、環境意識の向上が期待できる</p>																				
<p>(デメリット)</p> <p>県及び市町村(水道事業者)とも新たな徴税コストが高い 統一的な免税制度の構築が困難であり、生活保護世帯等担税力が乏しい者に対しても負担を求めることになる 水道事業者の理解と協力が不可欠であるが、これに際し以下の問題点が予想される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道普及率が市町村により乖離が大きく負担の公平性に欠ける <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>100 %</td> <td>大和郡山市等</td> <td>13市町村</td> <td>(H14.3 末日現在)</td> </tr> <tr> <td>60 %以上 100 %未満</td> <td>奈良市等</td> <td>27市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60 %未満</td> <td>大宇陀町等</td> <td>7町村(うち最低 大塔村 14.7 %)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全市町村平均</td> <td>98.3 %</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・ 本県は地形的条件等から水道料金が比較的高い水準にあり、水道使用者の理解を得にくい <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>20㎡当たり3,341.4円、近畿で</td> <td>1位(本県を除く近畿平均2,722.8円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全国で12位(全国平均3,051.4円)</td> </tr> </table> ・ 発電用水、農業用水、養魚用水等河川水及び地下水使用の場合との課税の不均衡 ・ 水道事業者に徴収不能分の負担発生 ・ 水を多く使う業種について税負担が著しく大きくなる恐れがある 県内水源の県外下流利水者との負担の不均衡 	100 %	大和郡山市等	13市町村	(H14.3 末日現在)	60 %以上 100 %未満	奈良市等	27市町村		60 %未満	大宇陀町等	7町村(うち最低 大塔村 14.7 %)		全市町村平均	98.3 %			20㎡当たり3,341.4円、近畿で	1位(本県を除く近畿平均2,722.8円)		全国で12位(全国平均3,051.4円)
100 %	大和郡山市等	13市町村	(H14.3 末日現在)																	
60 %以上 100 %未満	奈良市等	27市町村																		
60 %未満	大宇陀町等	7町村(うち最低 大塔村 14.7 %)																		
全市町村平均	98.3 %																			
20㎡当たり3,341.4円、近畿で	1位(本県を除く近畿平均2,722.8円)																			
	全国で12位(全国平均3,051.4円)																			